

# 『日本靈異記』から見る律令国家の王土思想

伊藤 信博

## 1. はじめに

桓武天皇の領土支配の欲求は『続日本紀』や『類従三代格』などから見ると激しいものがある。『続日本紀』延暦三年（784）九月二十六日の詔では、国司の私的な林野の占拠や不当開墾の禁止、『続日本紀』延暦三年（784）十二月十三日の詔及び延暦十年（791）七月二十五日の勅では、王臣家・諸司・寺司による山野独占を禁止、延暦三年（784）十二月十九日「山野藪澤河池沼事」の条の騰勅符（『類従三代格』延喜二年三月十三日三月十三日の太政官符所引）には、王臣家・寺司が山野を独占し、公私公利を侵害する場合、その山野を接收すると記されている。また、『続日本紀』延暦十年（791）七月二十五日の勅は、そ公の土地と私有地の境界を明確に定めるよう指示してもいる。『類従三代格』「墾田 佃事」延暦十六年（797）八月三日の太政官符は、「親王、王臣家の私的な佃の経営」を禁止しており、これらの法令が発布された後、校田（延暦四年、延暦十年、延暦十八年）及び班田（延暦五年、延暦十一年、延暦十九年）が行なわれている（『続日本紀』）。

『続日本紀』延暦十年（791）五月二十九日の条は、「諸國司等。校收常荒不用之田。以班百姓口分。徒受其名。不堪輸租。又王臣家。國郡司。及殷富百姓等。或以下田相易上田。或以便相換不便。如此之類。觸處而在。於是仰下所司。却據天平十四年勝賣七歲等圖籍。咸皆改正。爲來年班田也。」と記している。桓武天皇は国司が荒田を占有したり、王臣家、国司及び郡司、裕福な百姓等が収穫のよくない田を勝手に収穫の良田に変えて、利便を謀っている事実があるため、元の田籍によって口分田を見直し、来年班田すると述べている。

このような桓武天皇の土地支配、山野支配は彼の「狩好き」も関係している

との説もある<sup>1</sup>。事実、彼の遊獵は、『類聚国史』「帝王十二 天皇遊獵」の条だけでも在位期間中に 133 回を数える。そこで、遊獵の意義や桓武天皇在位時期に作られた『日本靈異記』の説話を考察し、桓武天皇が志向した「王権」の意味、土地支配の思想を具体的に分析しようと思う。

## 2. 狩獵の意義

日本は大乗仏教の影響下にあったとなっているが、その戒律を記した『梵網經<sup>2</sup>』の第三には、食肉戒がある。その食肉戒では、動物の命を絶つことを理由に、肉食を完全に禁止している。また、殺生を禁ずる法令も仏教の影響から七世紀後半以降数多く見出すことができる。『日本書紀』天武天皇四年(675)四月十七日詔、同じく持等五年(691)六月条、『続日本記』天平四年(732)七月五日詔、天平九年(737)五月十九日詔、天平十三年(741)二月七日詔、天平勝寶四年(752)正月三日条、天平勝寶七年(755)十月二十一日勅、天平勝寶八年(756)六月八日詔、天平寶字二年(758)七月四日詔、天平寶字八年(764)十月十一日勅、宝龜六年(775)九月十一日、延暦十二年(793)正月十四日、翌年九月三日などにも記録がある。

日本だけでなく、同じく大乗仏教の影響が強かった朝鮮半島においても、新羅は、529年に動物殺生禁止令、また711年にも同様の禁止令を出している。百濟は、599年に殺生禁止令(狩獵や鷹の飼育も禁止、漁民には、魚網を焼き捨てさせている。)高麗は、968年、988年に屠殺禁止令を発布している。

以上のような例から、大乗仏教の影響のもとで、日本では肉食の習慣が無かったと一般には考えられているが、朝廷においては、伝統的な神事に、「魚完蒜等類」の御贄が必要であったのは、天平寶字八年(764)十月十一日の勅で、神事での「魚完蒜等類」の御贄を認めている点から明白である。『延喜式』の「主計上」にも、中男作物として、雉腊、鹿脯、猪脯<sup>3</sup>など鳥獸の腊及び脯や魚の腊、鮓などが記されている。また、同じ『延喜式』「内膳司」の条には、正月三節の天皇の食事に、猪や鹿の肉の他、押し鮎なども出されるとなっている。これらの食物は、長命を願う「御齒固」の儀式に使用されている。

古代日本においては、狩獵も非常に重要な祭祀であった。それぞれの共同体の首長が、「田」からの初物を採って神に捧げ、神と共食することにより、豊穰を祈った。この初物には五穀、魚類<sup>4</sup>、鳥獸類もあった。律令国家の成立と共に、神への初物の献上から、首長へ、そして天皇へ初物を貢進する儀礼と変

化する。そして、神と同一化した天皇が豊穰を招き、疾病や災害などを祓う職能を持つことにもなる。このような初物を食べることで、その土地の神及び住人から領地の領有をも認められることになる。この狩猟が「田獵」であり、「田獵」での獲物を神と共食することにより、「田獵」が行われた土地に対して、共同体の首長の領有権が承認されるのである<sup>5</sup>。

『日本書紀』崇神天皇十二年九月に「(前略)始按人民。更科調役。此調男之・弭調。女之手末調也。是以。天神地祇共和享。而風雨順時。百穀用成。(後略)」と記されているが、この記述はまさしく軍を伴った領有権の主張である。「弭調」は、狩猟による貢納物ではある。しかし、弭は人の行為を抑止する意味があり、弭と組み合わさった漢字「弭兵」、「弭乱」は兵乱を治める意味もある。そこには、「田獵」での獲物が、天皇に貢納され、国が治まる形を見事に象徴している。

『記紀神話』には、獵に関する記述が神功皇后攝政元年二月の条、應神天皇二十二年九月の条、雄略天皇二年十月の条など数多く記され、古代王朝の「田獵」は、直接人々に軍事力を見せる機会でもあったのだろう。岡田清司氏は、『万葉集』には鹿を読んだ歌だけで五十首以上あり、鹿が『記紀神話』、『万葉集』、『風土記』などの伝承に「山の神」、「水神」などとして表されるのは特別の意味があろうとしている<sup>6</sup>。『記紀神話』、『万葉集』、『風土記』など、鹿の記述は数多く、銅鐸などに、鹿が描かれていることもあり、春日大社など鹿を神聖視する神社も多い。『万葉集』(巻十六 3844)には、新潟県蒲原郡の「弥彦神社」の神鹿を詠う歌もある。『尾張風土記』逸文「葉栗郡」にも鹿が神となって現れる場合や『播磨風土記』「讃容郡。所以云讃容者、大神妹背二柱、各競占國之時、妹玉津日女命、捕臥生鹿、割其腹而、種稻其血。仍、一夜之間生苗、即令取植。(後略)」や「賀毛郡。(中略)號雲潤者、丹津日子神、法太之川底、欲越雲潤之方、云尔之時、在於彼村太水神、辭云、吾以宍血佃。故不欲河水。(後略)」など豊穰への祈りと犠牲との関連を示している。

同様に、『豊後風土記』速見郡の条には、「頸峯在柚富峯西南、此峯下有水田。本名宅田、此田苗子、鹿恒喫之。田主、造柵伺待、鹿到来。擧己頸、容柵間、即喫苗子。田主捕獲、將斬其頸。于時、鹿請云、我今立盟。免我死罪、若垂大恩、得更存者、告我子孫、忽喫苗子。田主、於茲、大懷恠異、放免不斬。自時以來、此田苗子、不被鹿喫、令獲其實。因曰頸田、兼爲峯名。」と記され、豊穰と獣害の関係が見事に表現されている。

現在でも行われる愛知県東栄町の「シカウチ神事」では、鹿の腹（杉の青葉で製作する）から取り出した「ゴク」（小豆と白米）を「五穀の種」といって神前に供え、豊作を祈る<sup>7</sup>。宮崎県西都市銀鏡神社で十二月十四日～十五日に行われる銀鏡神楽「シシトギリ」（猪の足跡を見ることを意味する獵師言葉）は、猪を射る儀礼が農耕の豊穰を約束する儀礼となっている<sup>8</sup>。

このような予祝儀礼は、田畑への耕作開始前または年の初めの予祝儀礼として、実際に村落住民共同で狩猟を行い、獣害を減らすことが、豊穰に結びつくといった実生活があったことに由来していると考えられる。賀茂神社の神事を述べた『風土記逸文』「賀茂乗馬」の条にも、四月の酉日に「（前略）馬係鈴。人蒙猪頭而駟馳。以爲祭祀。能令禱祀。因之五穀成就、天下豊平也。乗馬始于此也。」とあり、猪と豊穰の関係を象徴する祭りを記している<sup>9</sup>。

『万葉集』（巻八 1635）「霊合わば相宿むものを小山田の鹿猪田禁る如母し守らすも」や（巻十一 2649）「足引の山田守る翁が置く鹿火の下焦れのみ我が恋居らく」などは人々が獣害に悩む好例である。古代に行われた五月五日の「薬獵」は、狩猟による邪気の排除と豊穰、武力と権力の誇示であり、その誇示が邪気をも排除するのである。そして、支配者が行うこのような狩猟は、その年の豊凶を占う重要な儀式でもあり、領地領有の認知を百姓や部下達に求める行為でもあった。

しかし、そのような「動物犠牲」を伴う豊穰儀礼は仏教の影響が拡大するに従い、「食肉戒」の影響からか、朝廷側は動物の命を絶つことを否定するようになってくる。

しかし、「食肉戒」の影響であるなら、肉食も否定されるはずであるが、一定期間の禁制が多く、完全に禁止されてはいない。『令義解』「放牧令官馬牛死」条「凡官馬牛死者。各収皮腦各膽。（謂。腦者。馬腦也。膽者。牛膽也。是皆置所在。依處分用之也。）若得牛黄者別進。（後略）」や「放牧令官私馬牛至死」条「凡因公事。乘官私馬牛以理致死。證見分明者。並免徵。其皮穴。所在官司出賣。送價納本司。（謂。雖是私蓄。其皮穴皆納官司。官以本蓄酬替故。（後略）」から牛馬肉の売買が公に行われていた事実も奇妙なことである。

室町初期成立の『庭訓往来』には、大名などの饗応の記述があり、魚介類、猪、熊、狸、猿などの肉類も記されているように、必ずしも肉類を食べることを否定的にとらえているわけではない。寛永二十年（1643）刊行の『料理物語』にも、牛肉、兎肉を含め獣肉の記述が多く、仏教説話である『今昔物語

集』「卷十六丹後國成合觀音靈驗第四」や「卷十二魚化成法花經第二十七」なども、僧侶の肉食を肯定する説話であるが、『令義解』「僧尼令」の条に薬餌での肉食は上司の許可があれば、期限付きで行なってもよいとなっているからであろう。

『医心方』(永観二年・984年成立の医書)にも、蓄肉を病氣治療に使用する場合は、これを薬とすると記されており、養生のための使用を勧めている。

上述してきたように、獵という行為は服属儀礼の一つでもあり、在地の首長や地域共同体の人々と天皇の関係を表している。また、「殺生禁止令」が675年から十数回も出たように、「殺生戒」の影響が浸透するに従い、「田獵」の伝統の喪失も示している。しかし、『延喜式』の資料から、「魚完蒜等類」の御贄により、天皇が肉食を続けていることは明らかであり、間接的に服属儀礼を続けていたということもできる。

従って、天平寶字八年(764)十月十一日の勅「(前略)又諸國進御贄雜完魚等類悉停。又中男作物。魚完蒜等類悉停。以他物替充。但神戸不在限。(後略)」や『延喜式』「主計上」の条に、「中男作物として、雉腊、鹿脯、猪脯など鳥獸の腊及び脯や魚の腊、鮓」などが記されている以上、仏教思想の影響があっても、「贄」のための狩獵や漁労は公的に認められていることになるのである。

### 3. 『日本靈異記』の殺生に関する記述

さて、聖武、幸謙天皇の仏教重視時代よりも、光仁、桓武天皇の時代は、律令制開始時期と同様に、天皇が全てから超越した存在とする思想がより強く現れている。さらに桓武天皇は、唐の律令を単純に借り、その解釈により統治するのではなく、天皇自らが彼の国家観を表明し、彼の王権に正当性を付与し、国を治めようとする意識が遥かに強く表れている。ここでは、まず『日本靈異紀』の説話に注目し、説話において、「殺生」の当事者である狩獵の行為者が死に至る現報が存在する一方、天皇が狩獵の行為者であるにもかかわらず、「殺生」の問題が全く無視されていることに焦点を当てたい。天皇自らが行う「殺生」や天皇に対する贄のための「殺生」は、天皇自身を全ての上に立つ神と認め、祀るものであり、当時の政治的背景や思想を明確に物語っていると思われるのである。

『日本靈異紀』は桓武期に成立した「説話集<sup>10</sup>」である。殺生と関係する説

話（放生を除く）が上巻に五話、中巻に四話、下巻に五話ある<sup>11</sup>。上巻は「自幼時用網捕魚而現得惡報緣第十一」、「无慈心剥生兔皮而現得惡報緣第十六」、「忠臣少欲知足諸天見感得報示奇事緣第二十五」、「非理奪他物爲惡行受惡報示奇事緣第卅」、「歸信三寶欽仰衆僧令誦經得現報緣第卅二」、中巻は、「依漢神崇殺牛七頭又修放生善以現得善惡報緣第五」（放生だけではないので加えた。）、「常卵煮食以得惡死報緣第十」、「閻羅王使鬼得所召人之賂以免緣第二十四」、「好於惡事者以現戸誅利銳得惡死報緣第四十」、下巻は、「殺生物命結怨作狐狗互相報怨緣第二」、「禪師將食魚化法華經覆俗誹緣第六」、「漂流大海敬稱尺迦佛名得全命緣第二十五」、「用網漁夫值海中難憑願妙見得全命緣第卅二」、「智行並具禪師重得人身生國皇子緣第卅九」である。

この十四話をさらに詳細に別けると、漁労に関する説話が上巻第十一、下巻第六、第二十五、第卅二、殺牛に関する説話が中巻は第五、第二十四、狩猟の説話が上巻第十六、第二十五、第卅、第卅二、中巻第十、第四十、下巻第二、第卅九となる。また、狩猟の八説話のうち、天皇に関する説話は四説話である。

漁労に関する説話上巻「第十一」は、「播磨国の濃於寺近辺に住む漁夫は、子供の頃から長い期間網で魚を取っていたが、炎火身に迫るといふ悪法を受ける。しかし、罪を懺い、命を取り留める話。」、下巻「第六」は、「吉野の山寺の禪師が病になり、魚を食べるために、童子に紀伊の海辺に魚を買いに行かせる。鮠を櫃に入れ寺に戻る途中、俗人が櫃の中身を尋ね、困った童子が法華経だと答える。そして俗人が無理に櫃を開けると、鮠が法華経に変わっていた話。」、下巻「第二十五」は、「紀伊国の馬養と祖父磨は雇われ漁夫で、ある日、漁をしていて、海に流される悪法を受ける。五日間の漂流の間尺迦佛名を稱誦し続け、ようやく淡路に流され、命が助かる話。」、下巻第卅二は、「大和の吳原忌寸名妹丸は漁労で生活している。ある日、舟から網を下ろし、魚を取っている時、大風により、舟に乗り合わせた九人のうち彼だけが溺れず、漂流する悪法を受ける。妙見菩薩に救助を求め、その靈験によって命が助かる話。」となっている。

殺牛に関する説話中巻「第五」は、「攝津國の裕福な男が七年の間漢神の祭祀を行い、牛を殺し、膾にして食べていた。病気になったため、放生を行い、悔い改めた。死後に、閻羅王に殺牛のことで責められるが、放生を行なったおかげで、生き返る話」、「第二十四」は、「奈良の檜磐鳴という者が、越前に交易のため出かける。琵琶湖で商品を船に乗せ、帰ろうとした時、突然病気にな

る。船を下り、馬で家に帰る途中、閻羅王から楯磐鳴を召しに来た三人の者に出会う。その三人に牛肉を供応し、命が助かる話<sup>12</sup>。」である。

狩猟に関する説話から天皇に関する説話を除く話は、上巻「第十六」が「生物を殺しては喜ぶ大和のある男が、兎の皮を剥いで野に放つという悪行のため悪法を受ける。そして、肌が爛れ、大声で叫びながら死ぬ話。」、上巻「第卅」は、「豊前国に住む膳廣國の黄泉国訪問談。彼の父が悪行のため報いを受ける話。」、中巻「第十」は、「和泉国の若い男（十七歳～二十歳・中男）は、常に鳥の卵を煮て食べている。役所に彼を呼びに来た兵士と役所へ行く途中、麥畑で火に足を焼かれるという悪法を受け死ぬ話。」、下巻「第二」は、「興福寺の禪師永興が熊野の寺で修行中の経験談で、村の人がその昔狐を殺し、その狐に祟られて病気になる。祟った狐が話すには、その病人は狗に生まれ変わり、また恨みを晴らすだろうという相互に怨みを晴らし続ける話。」である。

天皇に関する説話は、上巻「第二十五」は『今昔物語』では遊猟となっているが、『日本靈異記』には遊猟の表現は無い。「持統天皇が朱鳥七年（692）二月の詔で、翌月伊勢国へ行幸（遊猟のため）を行なうため準備をするように命じた。しかし、故中納言三位大神高市萬呂は、民の農事の妨げになると天皇を諫め、職を辞してまで、持統天皇の行幸を止めた。また彼は早の時、自分の田を犠牲にしてまで、民の田に水を分け与えたため、竜神が彼の田にだけ雨を降らせた。彼は忠臣であると説く話。」、上巻「第卅二」は、「聖武天皇が山で遊猟を行った時、鹿が百姓の家に追われて逃げ込む。百姓達は、知らずに殺して食べたため、天皇に捕まる。彼らは三寶の神力に頼るしか助かる術がないと思う。そこで、人を介し、寺で誦經をしてもらう。そのおかげで、大赦を得る話。」、中巻「第四十」は、「悪事を好む橘諾樂麻呂が狩に行き、狐の子を串刺しにして、狐の穴の入り口に立てて置く。母狐が怒り、橘諾樂麻呂の幼児を同様に串刺しにし、戸口に立てる。このような悪法を受け、彼自身も暫くして、刑死を受ける話。」、下巻第卅九は、「嵯峨天皇の聖君問答。嵯峨天皇が遊猟を好んだ話が出るが、統治する国内の物全て、針を刺すほどの僅かの物でも國皇の物である。例え、旱や疫病、自然災害、飢饉がある時に、猟に行っても誰一人非難しない。國皇は全て思う通りにしてよいという問答があった話。」である。

このように分類すると、作者の景戒の意図がある程度分かる。漁労に関する説話は、上巻「第十一」、下巻「第二十五」、下巻「第卅二」のどれもが、職業

として漁労を営む人の話であり、職業人としての殺生は悪法を受けても、命は助かっている。また、下巻「第六」は禪師の病気時の殺生であり、魚が法華經に変身するという話で問題視されていない。『今昔物語集』「卷十六丹後國成合観音靈験第四」にも似たような説話がある。要約すると「荒れ果てた観音堂で、貧しい僧が飢えで死に掛けている。そこに、狼が食べ残した猪の肉片が現われる。肉を食べるのは、仏の道を進むことを止め、悪道に落ちると考えたが、我慢できず、その肉片を煮て食べる。そして、僧は死を免れる。この猪の肉片は、実は観音の化身であり、後に成合観音として信仰を集めた。」となっている。前項で上述した『令義解』「僧尼令」の条に記される薬餌での肉食は殺生ではないのである。殺牛に関する説話の中巻「第五」、「第二十四」も殺牛と病気が関係しており、死んでも生き返ったり、病気が治ったりして、長生きしている。

一方、狩猟に関する説話は、上巻「第十六」、中巻「第十」、下巻「第二」のどれも悲惨な死に方をする。上巻「第十六」は、悪報を受け、肌が爛れ苦しみながら死ぬ話であり、中巻「第十」は、麥畑で火に足を焼かれるという悪報を受け死ぬ話、下巻「第二」は、相互に怨みを晴らすため、殺し合いを続ける話である。また、天皇に関する説話でも、中巻「第四十」は、悪事を好む橘諸楽麻呂が残酷な殺し方をしたため悪報を受け、自分の子供が同様に殺される話である。この説話は、天平寶字元年（757）光明皇太后の甥である橘諸楽麻呂が大伴古麻呂等と共謀し、考謙天皇を廃しそうとした罪で刑死した歴史的事実に基づいて作られたと考えられる。景戒は職業人としての漁師は許すが、狩猟の説話に関しては、ただ単純に殺生を行なう一般の人々に強い悪報を与えている。

ところが、天皇に関する説話の上巻「第卅二」は、聖武天皇の遊獵時の説話である。彼に追われ、迷い込んだ鹿を食べた百姓は罪を受けているが、獵を行なった天皇には景戒は言及していない。また下巻「第卅九」では、景戒は嵯峨天皇が鷹犬を飼い、鳥・猪・鹿などを取るため狩猟を行なう。しかし、針を刺すほどの僅かの物でも統治者の物で、早や疫病、自然災害、飢饉がある時も、獵に行っても誰一人非難しない。「國皇隨自在之儀也」とまで記している。二つの説話は、天皇が狩猟の行為者であるにもかかわらず、「殺生」の問題が全く無視されている。天皇自らが行う「殺生」は、天皇自身が全ての上に立つ者と認め、全てが「國皇隨自在之儀也」だと語るなのである。ここには、天皇は全てから超越した存在とする思想がより強く現れている。天皇自らが彼の国家観を表明し、彼の王権に正当性を付与し、国を治めることを景戒自身が認めてい

るとも思われる。少数の説話で全てを分析できるとは思わないが、時代の背景や思想を景戒は明確に物語っているとも考えられる。

さて、2 項の「殺生禁断」令で例に挙げた天平勝寶八年（756）六月八日の詔は、聖武天皇が前月に死亡したための詔である。『大化の薄葬令』の規定では、一年の服忌が定められているための「殺生禁断」令と考えられる。しかし、桓武天皇が同様に父である光仁天皇の崩御（七八一年十二月二十三日）に際し、一年の服忌を求めたところ『続日本紀』延暦元年（782）七月二十九日の条は「右大臣已下。参議已上。共奏稱。頃者災異荐臻。妖徴並見。仍命龜噬。求其由。神祇官陰陽寮並言。雖國家恒祀依例奠弊。而天下縞素。吉凶混雜。因竝。伊勢大神。及諸神社。悉皆爲祟。如不除凶就吉。恐致聖體不豫歟。而陛下因心至性。尚終考期。今乃醫藥在御。延引旬日。神道難誣。抑有由焉。伏乞。忍曾閔之小考。以社稷爲重任。仍除凶服以充神祇。（後略）」と記し、「天下は先の天皇の喪に服している。国の恒例である祭祀は行う必要があると占いにでるため、神祇官も陰陽寮も祭祀を行ってはいるが、この状態は、吉の儀礼と凶の儀礼が同時に存在する状態（「吉凶混雑」）である。それが原因で、伊勢大神や諸神は凶を除くよう祟りを引き起こし、妖徴も現れている。このままの状態が続くなら天皇自身の健康にも影響する。土地の神や五穀の神を祭る方が、先帝の喪に服す小考より重要である。直ぐに服忌を止め、神祇に充てて欲しい。」と願っている。

ここには、律令制成立以来、受容してきた儒教思想の考の徳目、吉凶の対立概念、伝統的祭祀の神聖さなど全てが表されている。加えて天皇が神聖であることの方が、考の徳目より重要であるとも示されている。共同体の長である天皇の「穢れ」が「祟り」を招き、社会全体に疫病や災害を引き起こすなど、自然界の動きさえもが天皇と関係しているといった思想が誕生している限りにおいては、逆に天皇自身が一般の人間とは相違し、超越した存在とする思想もより誕生しやすいであろう<sup>13</sup>。そして、『日本靈異記』上巻「第二十五」の大神高市萬呂の話も、このような思想の流れから、儒教思想を強調した説話であるとも考えられる。

#### 4．桓武天皇の山野支配とその背景

最初に述べたように、桓武天皇の遊獵は、『類聚国史』「帝王十二 天皇遊獵」の条でだけでも在位期間中に 133 回を数える。しかし、「狩好き」だけで、

彼の山野支配への欲求を分析してよいものであろうか。この項ではその背景にも言及してみたい。

唐代における山野支配の規定では、『南宋大唐六典校勘記』「虞部郎中・員外郎」の条に「凡京兆・河南二都。其近爲四郊。三百里皆不得弋獵・採捕。」とあり、王畿での狩獵、採捕などが全面的に禁止されている。『唐会要』「卷四十一・断屠釣」の条にも「兩京五百里内。宜禁捕獵。如犯者。王公以下録奏。余委所司量罪決責。」と記されている。『新唐書』「百官志・河渠署」の条は、「渭河三百里内獵釣者。五坊捕治之。供祠祀。則自便橋至東渭橋禁民漁。」と記し、渭水（長安近郊）での漁業の統制や禁止があった事実が分かる<sup>14</sup>。また、『南宋大唐六典校勘記』「虞部郎中・員外郎」の条「凡殿中・太僕所官閉厩馬。兩都皆五百里供其芻藁。」や『唐会要』卷六十六「群牧使」の条「兩京去城五百里内。不得置私牧地。如有。一改官牧。」の記述からも長安や洛陽近郊において、放牧が制限されていた事実も分かる。

皇帝の直轄地と見られる都城近郊において、このように狩獵、採捕、漁業の統制や禁止、放牧の制限が行なわれた事実は、唐において、都城がどのように考えられていたか、その近郊をどう捉え、王土意識が如何に存在していたかを知ることが出来る。三谷芳幸氏は「律令国家の山野支配と王土思想」で唐代の皇帝が長安や洛陽近郊の山野において狩獵を行なっている事実も王畿に対する王土意識が存在するとも述べている<sup>15</sup>。

一方、日本においては、『令義解』「雜令・國內条」においては、「凡國內有出銅鐵處。官未採者。聽百姓私採。（謂。文云官未採。即採之後。百姓不可私採。）若納銅鐵折死庸調者聽。自餘非禁處者。山川數澤之利。公私共之。」と記し、「非禁處者」という限定表現のない「唐雜令」との比較が問題視されている。この問題に関して、中国では山沢は天子の所有という觀念は伝統的で当然であり、日本では、山野河海の支配觀念が未熟であったためこのような限定句が加えられたと勝浦令子氏は述べている<sup>16</sup>。また、『日本書紀』天武天皇五年（676）五月是月の条の勅では、「勅。禁南淵山。細川山。並莫葛薪。又畿内山野元所禁之限。莫妄燒折。」とはあり、唐のような一定区域の全面禁制は現在のところ確認されていない。

皇帝の独占的山野空間でもある都城近辺の禁苑も唐の長安では明確に認められる<sup>17</sup>。平城京では北方にあったとされる松林苑が禁苑と見なされているが、日本律は唐律の『衛禁律』二「闌入宮門」の条や二十二「犯廟社禁苑罪名」の

条の条文や文言などを削除しており、禁苑に関する観念に相違も見られるのである。桓武天皇に至って、幾度となく行なわれた大原野への遊獵から、桓武天皇において始めて中国のような禁苑が王土思想の中で生まれたものとの見解が出され始めている<sup>18</sup>。皇帝の狩獵は国土の領有の確認行為であり、中国の禁苑は、この行為と明確に結びついている。そして、既に2項で述べたように、日本においても、「田獵」という行為の中で行なわれる領土確認行為であった。

桓武天皇が取った山野支配の政策は既に序文で挙げたが、『続日本紀』延暦三年(784)九月二十六日の詔「国司の私的な林野の占拠や不当開墾の禁止」、『続日本紀』延暦三年(784)十二月十三日の詔及び延暦十年(791)七月二十五日の勅「山背国百姓の山野の利用を容易にするとの理由で、王臣家・諸司・寺司による山野独占を禁止」、延暦三年(784)十二月十九日「山野藪澤河池沼事」の条の騰勅符(『類從三代格』延喜二年三月十三日三月十三日の太政官符所引)「王臣家・寺司が山野を独占し、公私公利を侵害する場合、その山野を接收。」、『続日本紀』延暦十年(791)五月二十九日の条「諸國司等。校收常荒不用之田。以班百姓口分。徒受其名。不堪輸租。又王臣家。國郡司。及殷富百姓等。或以下田相易上田。或以便相換不便。如此之類。觸處而在。於是仰下所司。却據天平十四年勝賣七歳等圖籍。咸皆改正。爲來年班田也。」、『類從三代格』「墾田 佃事」延暦十六年(797)八月三日の太政官符「親王、王臣家の私的な佃の経営」の禁止などが挙げられる。また、大隈、薩摩などにも班田が行われ<sup>19</sup>、桓武天皇末期には朝廷の支配地域が拡大している。

しかし、このような桓武天皇の山野支配を目指す政策は別の点からも重要であると考えられる。『続日本記』養老六年(722)閏月四月二十五日で、「(前略)又食之爲本。是民所天。隨時設策。治國要政。望請。勸農積穀。以備水旱。仍委所司差發人夫。開墾膏腴之地良田一百万町。其限役十日。便給糧食。所須調度。官物借之。秋收而後。即令造備。若有國郡司詐作逗留。不肯開墾。並即解却。雖經恩赦。不在免限。如部内百姓。荒野閑地。能加功力。收獲雜穀三千石已上。賜勲六等。(後略)」とし、百万町歩開墾令が発布され、翌年には三世一身法、天平十五年(743)には墾田永世私財法が出され、この時期以降、私的な「田」の面積が格段に増加していった。

ところで、『字統』では、「田」は『説文』によれば、「穀を樹うるを田といふ」となっているが、「田」を畝獵の意味に使用することも多いとしている。そして、木村茂光氏は、律令国家が中国の律令にある「田」(畝を含む耕作可

能な土地)を「水田」としたため、畠(陸田)の歴史資料が非常に少ないことを指摘している<sup>20</sup>。つまり、日本の班田は、水田のみで、国字である畑・畠は班田されてはいない。唐においては、穀類のみならず、鳥獸類や魚類の肉も「租」として、税金で納められている。ところが、日本においては、これらの肉類は各地の特産品である「調」として収められているのである。

既に上述したように、古代日本において、狩猟も非常に重要な祭祀であった。それぞれの共同体の首長は、「田」からの初物を採って神に捧げ、神と共食することにより、豊穰を祈った。律令国家の成立と共に、中央集権化が進み、神への初物の献上から、首長へ、そして天皇へ初物を貢進する儀礼と変化し、神と同一化した天皇が豊穰を招く職能を持つことにもなる。また、このような初物を食べることで、その共同体の領有をもその土地の神および住人から認められることに結びつく。そして、私的な荘園以外の山野を桓武が占有しようとした事実は、支配者への「贄」が在地の百姓から在地の首長へ、在地の首長から王への流れから、在地の百姓から大王に直接管理される役人へ、そして大王へ、さらに在地の百姓から直接大王へとの変化の過程を示すともいえる。そこには神と同一化した精神的支柱としての「聖天皇」への道を開く新たな思想が開花したとも言えるのである。

また、『続日本記』延暦二年(783)六月十日の勅「京畿定額諸寺<sup>21</sup>。其數有限。私自營作。先既立制。比來。所司寬縱。曾不糾察。如經年代。無地不寺。宜嚴加禁斷。自今以後。私立道場。及將田宅園地捨施。并賣易与寺。主典已上解却見任。自餘不論蔭贖。決杖八十。官司知而不禁者。亦与同罪。」や『類聚三代格』延暦十四年(795)四月二十七日の太政官符から朝廷による宗教統制の点にも注目すべきである。『延喜式』に記されるように寺社に階級をつけ、国の寺社として統制することで、自然災害や疫病流行からの防御、豊穰祈願などが天皇の権威・呪術の力によって行なわれるという王権意識も同様な発想から来ている。桓武天皇以前に禁止された淫祠も注目してよいだろう。『続日本紀』は、宝龜十一年(780)十二月十四日の条で、「(前略)此來無知百姓。構合巫覡。妄崇淫祠。蕪狗之設。(中略)宜嚴禁斷。如有違犯者。(後略)」として、淫祠を禁止し、集まる者に対して、罰則を設けてもいる点も宗教統制の高まりを表している。

また、中国の影響下のもとに王土思想が高まり始めた、『日本書紀』大化二年(646)三月の詔「(前略)凡始畿内及四方國。當農作月早務營田。不合使喫

美物與酒。宜差清廉使者告於畿内其四方諸國國造等。宜擇善使依詔催勤。」は、田作り前の豊作祈願祭における肉食、飲酒を嗜める意味を持っていると思われる。このような村落祭祀を示す材料として、『養老儀制令』「春時祭田」の条「凡春時祭田之日。集郷之老者。一行郷飲酒礼。使人知尊長養老之道。(其酒肴等者。出公廩供<sup>22</sup>。)」が挙げられる。

『令集解』には、この「春時祭田」条に関する解釈が八種類記されており、矢野健一氏は、『大宝令』の註釈書として、天平十年(738)前後に成立した「古記」と「古記」が引用する「一云」は具体的な内容で、当時の村落祭祀の実態に則した形で記されていると述べている<sup>23</sup>。「古記」は、「春時祭田之日。謂國郡郷里每村在社。人夫集聚祭。若放祈年祭歟也。行郷飲酒礼。謂令其郷家設備也」と記し、村々に社があり、祈年祭が行われるとする。また、「郷飲酒礼」は郷家が準備するとなっている。

『日本靈異紀』「依漢神崇殺牛七頭又修放生善以現得善惡報縁第五」には、「攝津國東生郡撫凹村 有一富家長公 姓名未詳也 聖武太上皇之世 彼家長 依漢神崇而禱之 祀限于七年 每年殺祀之以一牛 合殺七頭 七年祭畢忽得重病 又逕七年間 醫藥方療猶不愈 喚集卜者而祓祀禱 亦彌增病 於茲思之 我得重病 由殺生業故 自臥病年已來每月不闕 六節受齋戒 修放生業 見他殺貪生之類 不論而贖又遣八方 買生物而放 迄七年 臨命終時語妻子曰 我死之後 十九日置之莫燒 妻子置之 猶待期日 唯歷九日 還蘇而語(後略)」とあり、「漢神」を祀り、牛を殺し、牛を膾にして、酒と共に飲食した事実が分かる。村落共同体の祈年祭と同様に、少なくとも『日本靈異紀』の「漢神」の祭祀は、人々が共に「利」を乞う。つまり豊穰を祈り、牛肉を膾にして食べ、飲酒した事実を示す。この話は「春時祭田」条や大化二年(646)三月の詔が示す祭祀「(前略)凡始畿内及四方國。當農作月早務營田。不合使喫美物與酒。(後略)」の状況と同様に、この時代における村落共同体の祭祀のあり方を反映していると思われる。

矢野健一氏は、「春時祭田」の条には、「其酒肴等者。出公廩供。」となっており、『令義解』には、「(前略)於國郡司者。唯知其監檢。」、『令集解』の「跡云」には、「祭田。謂每郷村立社。人々聚集祭。此國郡加檢校耳。」とあることや国家祭祀の場合は、「神祇令」に「所司長官、親檢校自」と役人の関与があることに鑑み、村落祭祀にも国家の管理があった可能性も指摘する<sup>24</sup>。

そこで、注目されるのは、桓武天皇が『類聚三代格』「禁制事」延暦九年(790)四月十六日の大政官府で禁止している「魚酒」である。「應禁斷喫 田

夫魚酒事』、『日本後紀』弘仁二年（812）五月二十一日の勅には、「農人喫魚酒。禁制惟久。而國司寬縱。無情亂斷。今須遣使重加督察。宜令國司在前禁止。若有輒喫并與者。即禁其身。使到之日。付行決罰。不得慣常寬容。」と記されている。この「魚酒」は、上述した『日本書紀』大化二年（646）三月の詔の「不合使喫美物與酒。」と同様の村落祭祀における神との共食である直会の飲酒や食物であろう。

朝廷においても、伝統的な神事には、「魚完蒜等類」の御贄が必要であったのは、天平寶字八年（764）十月十一日の勅で、神事での「魚完蒜等類」の御贄を認めている点から明確に分かる。

また、『日本靈異記』の成立時期には、桓武天皇が、「殺牛祭神」の禁止令も出している<sup>25</sup>。そして、同時期には、中臣氏と共に古代から祭祀を司ってきた齋部氏が、氏族の伝承を撰した『古語拾遺』大同二年（807）を朝廷に献じている。この『古語拾遺』は、祭りに牛を殺し、祀った後、皆で食した話を記している<sup>26</sup>。古代において、殺牛祭祀が存在した唯一の記録である。各地に動物供儀を伴う祭祀が存在したにもかかわらず、五畿内の近隣諸国にだけ桓武天皇が、「殺牛祭神」の禁止令を出したのも、中央集権化を進める上で、都の周辺諸国の祭祀を彼は特に公式行事としたかったからではないだろうか<sup>27</sup>。

このように、「殺牛祭神」禁止令や「魚酒」の禁止令、寺社統制の政策は、私的祭祀から朝廷を介した公的祭祀への強化の過程で現れたのであり<sup>28</sup>、桓武天皇の山野支配には、中国と相違した独自の思想も生まれつつあるとも言えるであろう。天子として、全土を独占支配する皇帝と相違し、在地地主から祭祀を取り上げ、豊穰や災害から守る精神的支柱としての天皇の位置付けであり、莊園以外の土地の完全支配である。唐の皇帝祭祀を志向し、『続日本紀』延暦六年（787）十一月五日の条に記すように「天神於交野。」を行なった桓武天皇は天とも結びつく豊穰神としての呪力を持つ日本という大きな地域共同体の首長を目指した。彼は皇帝祭祀を行なうことで、災禍などから彼の支配する社会を通常の状態に戻すために、強い呪術を發揮しようとしたのであろう<sup>29</sup>。そして、各々小さな村落社会で行なわれていた上述したような豊穰を象徴する「祭祀」を在地の首長が執り行うことを禁止し、彼自らがこの祭祀を主催する「大地主神」となることで、在地の首長勢力をただの村落民、朝廷の村落管理者に変化させ、天皇の強力な呪術性や聖なる大王としての権威を表現する。そのことが、朝廷の政権を安定させ、律令政権の再生を齎し、支配地域に対して精神

的な支配も可能となる方向性を目指したのである。

## 5 . 結語

禁苑の存在は明確に桓武期に存在したかは確証が少ない。しかし、桓武以降に現われた政策『日本三代実録』元慶七年(883)十月二十九日の勅「能登国禁伐損羽咋郡福良泊山木。渤海客着北陸道岸之時。必造還舶於此山。任民伐採。或煩無材。故豫禁伐大木。勿妨民業。」は、『類従国史』延暦十一年(792)八月四日の条「禁葬埋山城国紀伊深草山西面。縁近京城也。」、翌年の八月十日の条「京下の諸山への埋葬及び樹木の伐採も禁止」、『日本後紀』延暦十六年(797)正月二十五日の勅「山城國愛宕葛野郡人、每有死者便葬家側、積習為樂。今接近京師、凶穢可避。宜告国郡、嚴加禁断加。」、『類聚国史』(百八十佛道七 諸寺条)延暦二十四年(805)正月十四日の条「奉爲崇道天皇。建寺於淡路國。又令天下諸國修理國中諸寺塔。」、『続日本記』寶龜十一年(780)十二月十二日の条「墳墓を壊し、その石を造寺のために使用することを禁止」など一連の勅と同様に、地域の聖域化や結界觀念と密接な関係があると思われる。

また、渤海使が入国を拒否された場合は到着地から帰国するが、一度都に入ってから帰国は必ず加賀国または越前国からであったこともこれら地域の聖域化や結界觀念との関連性を示唆しており、畿内などの美化のためだけとは違い、地域を聖なる大王の土地と意識する方向へ桓武は動いて行っており、以降の天皇はその思想を受け継いでいったと考えられるのである。

聖武、幸謙天皇の仏教重視時代よりも、光仁、桓武天皇の時代は、律令制開始時期と同様に、天皇が全てから超越した存在とする思想がより強く現れている。天皇自らが行う「殺生」や天皇に対する贄のための「殺生」は、天皇自身を全ての上に立つ神と認め、祀るものである。説話においても、殺生の当事者である狩猟の行為者が死に至る現報が存在する一方、『日本靈異記』上巻第三十二における聖武天皇の「獺」や下巻第三十九の嵯峨天皇の「鷹犬」の説話は、共に天皇が狩猟の行為者であるにもかかわらず、全く問題視されていない。このように、『日本靈異記』は、僧侶の殺生が認められたり、職業人としての漁師は許したりしながらも、一般の生活上における殺生に対する思想、当時の政治的思想や背景をも明確に我々に伝えてくれているのである。

## 注

- 1 三谷芳幸「律令国家の山野支配と王土思想」『日本律令制の構造』笹山晴生編所収 吉川弘文館 2003
- 2 五世紀頃中国で成立した偽経で、『日本霊異記』への影響が指摘されている。
- 3 腊は、桂皮などをまぜて、燻製にした物。脯は、細かく切って干した物。
- 4 『小右記』寛仁三年（1019年）四月二十五日の条に、太宰権帥（藤原隆家）が、刀井の入寇の際、味方の兵船に「（前略）限日本境可襲撃、不可入新羅境之由（後略）」と訓令しているところから海にも境界・結界があったと思われる。
- 5 石上英一『律令国家と社会構造』175～184 ページ 名著刊行会 1996 及び中村生雄『祭祀と供犠』68～72 ページ 法蔵館 2001などを参照。
- 6 『古代史論集』「古代伝承の鹿」128～129 ページ 塙書房 1988
- 7 『早川幸太郎全集』2巻「山村日記」を参照。未来社 1977
- 8 『西米良村史』西米良村史編さん委員会 1973 及び『本田安次著作集』第3巻 201～202 ページ 錦正社 1994
- 9 賀茂競馬の起源で、現在は五月十五日に行なわれている。
- 10 延暦四年（785）から始まり、数度の編纂の後、弘仁十三年（822）頃に正式に成立。
- 11 「『日本霊異記』における狩猟と漁撈」の磯部祥子氏の分類（43～45 ページ）を参照し、筆者なりの分類を行なった。『日本霊異記を読む』小峯和明、篠川賢編 吉川弘文館 2004
- 12 中巻「閻羅王使鬼受所召人之饗而報恩縁第二十五」も疫神を饗し、命が助かる話だが、何を食べたかが記述されていないため省いた。
- 13 歴代の天皇の葬送儀礼、陵墓建築などに従事していた土師氏が、凶儀だけに関与しているとみなされるのは不本意との理由から、『続日本記』天応元年（781）六月条では、土師氏の一支族が菅原姓に、延暦元年（782）五月の条では、他の一支族が秋篠姓に変更しているのも「吉凶混雑」の観念と関係する。土師一族は元来「諱辰には凶を掌り、祭日には吉に預る。」という職業であった。つまり、祓に、「凶事祓」と「吉事祓」という二つの祓が存在するのと同様に、「吉凶相半」が古くからの役目であった。忌部氏が齋部（『日本後紀』大同三年十一月の条）と変更するのも同様な理由からであろう。また逆に天皇個人の「神聖化」が「鎮魂祭」に現れる。「鎮魂祭」は元来先祖霊、先祖神の招魂続魄が目的であった。しかし

『令義解』では、天皇や皇后の肉体から魂の遊離を防ぐ、または遊離した魂を肉体に落ち着かせ、活力を与るといった形に変化している。

- 14 開元二十三年八月十四日の勅
- 15 『日本律令制の構造』笹山晴生編所収 吉川弘文館 2003 211 ページ
- 16 「古代における禁猟区政策」『古代史論叢』下巻 井上光貞博士還暦記念会編 吉川弘文館 1978 186 ページ
- 17 『唐両京城坊攷』徐松 平凡社 1994 58～64 ページなどを参照。
- 18 山中章「長岡京東院の構造と機能」『日本史研究』四六一 2001 18～19 ページ
- 19 『類従国史』延暦十九年(799)十二月七日。
- 20 『日本古代・中世畠作史の研究』38～39 ページ 校倉書房 1992
- 21 「定額寺」に関しては、西口順子氏が詳細に検討している。『平安時代の寺院と民衆』26～43 ページ 法蔵館 2004
- 22 『養老儀制令』「春時祭田条」は、『唐儀制令』の模倣とされている。『唐儀制令』では、「諸県蜡祭月集郷之老者。一行郷飲酒礼。六十以上坐堂。五十以上立待堂下。使人知尊長養老之礼。皆用酒脯物。出公廡。」となっている。
- 23 矢野健一『律令制祭祀論考』「律令国家と村落祭祀」81～83 ページ 塙書房 1991
- 24 矢野健一『律令制祭祀論考』「律令国家と村落祭祀」85～89 ページ 塙書房 1991
- 25 『続日本紀』延暦十年(791)九月十六日条「(前略)斷伊勢。尾張。近江。美濃。若狹。越前。紀伊等國百姓。殺牛用祭漢神」、同年同日『類聚三代格』「禁制事」大政官府「(前略) 諸國百姓煞牛用祭。宜嚴加禁制莫令爲然。若有違犯。科故煞馬牛罪。」、『類聚國史』「神祇十 雜祭」 延暦二十年(801)四月八日「越前國禁行<sup>□</sup>加<sup>□</sup>屠牛祭神。」、同年同日『日本紀略』「令越前國禁斷屠牛祭神。」
- 26 『古語拾遺』『神道体系 古典編五 古語拾遺附註釈』48～49 ページ。
- 27 拙論「御靈神の誕生(2)」(『言語文化論集第25巻第二号』)などを参照。
- 28 桓武以前には、『続日本記』天平十三年(741)の「殺生禁止」令と同日の太政官符で、「(前略)國郡司等非綠公事聚人田獵。妨民産業損害實多。(後略)」(『類聚三代格』「禁制事」)で、「公事」以外の私的「田獵」、つまり、猟を禁止している。
- 29 但し、殺牛を行なったかどうかは分かっていない。